

大飯3・4号機差し止め訴訟、 控訴審の現状

嶋田 千恵子

2014年5月21日 忘れもしない樋口判決、一審勝訴判決を得ました。福島の当時の現状と向き合い、住民の心に沿った判決でした。私たちはこれを十分に広めてきたつもりでしたが、甘すぎました。樋口判決って言われてもそれ何という返事をもらうだけだよと言われ、改めて樋口判決を広めこれを守るという方針を明確にしました。

金沢で行われていた控訴審では、注目の元規制委員会の委員長代理である島崎邦彦さんが、大飯原発は基準地震動評価が正確になされていない、必要な審査が行われていないと はっきりと証言されました。原告側はこれを補強するものとして、さらに地震動の専門家 額瀬氏などを証人申請し、新たな問題が明らかになった火山灰問題（これまでより10cm多く積もるといふ知見）、を準備書面に盛り込みます。まだまだ審議をすることが必要にもかかわらず、裁判所は 11月20日に裁判を終結させる旨通知してきました。現在は 3人の裁判官を忌避してこれを最高裁に特別抗告中なのです。おそらく最高裁は棄却すると読んで、このように幕引きを図ろうとしていると思われまふ。

もちろん忌避の時点で、裁判のやり方を批判したのですが、それを上回る力で裁判を終結させようとしています。島田弁護士は、最高裁の意思が働いて（流行の付度）いるとみています。そこで原告団では急遽、裁判所に対して抗議のアピールを裁判所包囲、金沢市内デモ、署名集めなどで行うことになりました。アピールは 裁判期日の11月20日に合わせ 8月9月20日に行いました。今回は10月20日です。この行動の一環として、先ほどの樋口判決の要旨を朗読し動画に仕立てました。さよげんの若泉さん製作で、美しい風景は経産省ご推奨のところからお借りしたものだそうです。（著作権はクリアしています）。プロとも感ずる朗読は原告のひとり佐々木真子さんです。とても好評です。一度ご覧ください。裁判の会ホームページです。

なお降ってわいたような選挙で安倍のご都合解散です。政府は北朝鮮からのミサイル危機を煽っておりますが、

関電ではこれに対し木で鼻をくくったような返事しかしていません。政府が危機をいうのなら、原発停止を命ずるのが当然ではないでしょうか。

今年の夏は加藤陽子さんの「戦争まで」を読んでいます。中高生向けの講義としては内容が非常に濃いものでした。加藤さんの意見では、日本は戦争までに3度どちらを選択するかと世界から問われたと述べています。（そして 3度とも判断を誤ったと）

いまのこの選挙は「どちらを選ぶか」と問われている時だと思えます。

11月20日は裁判の会としては 一審判決時の時ほど傍聴希望者が参集して下さるようにながらんでいます。よろしくお祈りします。

困難な時代を切り開く

講演と討論の集い

テーマ

ー 原発の運転を継続し、
核のゴミ(使用済核燃料)を生み
出し続ける「乾式貯蔵」についてー

講師：長沢啓行さん（若狭ネット資料室長
大阪府立大学名誉教授）

日時：2017年10月28日 午後1時半より

会場：鯖江市図書館二階会議室

主催：サヨナラ原発福井ネットワーク

乾式貯蔵導入によって、新しい使用済核燃料が次々と生み出されれば、プール貯蔵での冷却失敗事故の危険性はなくなりません。

乾式貯蔵キャスクが地震動に耐えられても、その中に貯蔵されている核燃料集合体が健全であるかどうか。また、平常時でも、キャスクの劣化が進めば放射線遮蔽機能が低下して労働者被曝線量が高まる恐れがあり、50~100年後にキャスクが劣化して取替えが必要になっても中の使用済核燃料を取り出して入れかえることはほぼ不可能です。

原発再稼働への抗議行動「ランチタイムアピール」に 福井県が不当な自粛要請

若泉 政人

私たちが日々の暮らしの中で、疑問に出くわさない日はないだろう。仕事場において、あるいは社会に関してなど、疑問は自分自身と仕事や社会との関りの中から生じてくる。そのことを契機に「なぜ？」を掘り下げていき、納得できなければ「おかしい」と感じるのは、真っ当で自然なことだ。その真っ当な思いが、市民活動として街頭でピラを配ったり、アピール行動をする人たち、出版を通じて世の中に問う人々を支えている。そうした市民活動は、日本国憲法・第二十一条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」によって明確に保障されている。自分たちの疑問を掘り下げ、社会に対して訴え、良い方向に変えていこうとする活動は、私たちが疑問を持たないようにならない限り途絶えることはないだろう。

私たちは活動を自粛しなければならないのか？

しかし、今年3月31日、福井県は、私たち原発に反対する県民や（広い意味での）市民の仲間が、毎週月曜から金曜の昼休みの一時間に行っている県庁前での宣伝活動「ランチタイムアピール」に対して、活動の自粛要請を文書で伝えてきた。既に新聞等を通じてご存知の方も多と思われるが経緯を振り返っておく。

3月31日、財産活用推進課職員2名と県警OB1名が、ランチタイムアピールが終わった後に現れ、活動自粛を口頭で要請したのに対し、私たちの仲間は「抗議活動は県の公安委員会の許可を得ている。要請は筋違いだ」と答えた。そのやり取りの際に、県職員は仲間の手にしている資料類に要請の文書を強引に押し込んだらしい。らしいというのは、仲間がその文書に気がついたのが、一週間後の4月7日だったからだ。文書を発行したのは総務部財産活用推進課長であり、課長印も捺してある。あて名は「県庁前交差点で市民活動されている皆様へ」。県民となっていないところがこの要請の一つの特徴だろうと考える（後述）。

本文は、「県民の皆様から、『県庁前交差点の活動の音量が大きくて不快である』、『県庁前交差点の横断幕やのぼりは、美観上好ましくない』（略）など、多くの苦情が県に寄せられています。」という理由により、「県民の皆様の快適な通行環境を確保するため、県庁前交差点付近での市民活動は控えるようお願いします。」と結ばれている。この文書について、皆さんはいかが思

われるだろうか。

私がこの文書を見た時に感じたのは、「こんな馬鹿げたことを県が本当にするのか？」ということで、今流行りの「フェイク（ニセ）」なのではないか思った。私たちは2012年7月27日に県庁前で「再稼働反対！金曜デモ」を始め、その一年後、有志が「ランチタイムアピール」をスタートした。当初から違法な活動はしていない。したがって県が「自粛（＝県の意向を最大限に見積もると活動を止めるということになる）」を求めてきた根拠が理解できない。しかし、上述のように課長の押印もある。



私は、3月31日、つまり平成28年度の最終日に、当該課長が「ちゃんと」私たちに対して活動自粛要請を行ったという、「アリバイ」をつくるために文書を発行し仲間に手渡したのではないかと推測した。問題はどの「アリバイ」なのかということだ。

私が考えるこの要請の背景は、財産活用推進課長による要請ではあるけれども、このような要請を公文書で出すことは判断が難しい点があるため、同課が属する総務部やその上の裁可が得られなければ出せない。つまり、上からの指示ではないかというものだ。判断が難しい理由は、同課の主たる業務は「県有財産の管理に関すること」「県庁舎、職員会館ビルの維持管理に関すること」等（以上、県ホームページより）であり、福井県行政組織規則を確認しても、同課に県民の苦情に対する対応は規定されていないからだ。結論を言うと、私はこの要請の指示は、西川知事から出されていると考えている。

4月14日に私と文書を受け取った仲間と二人で、同課長を含む3名と面談しやり取りを行った。その際に確認したのは、要請書が公文書であること、県民から苦情が電話で寄せられた際、同課に回ってくることもあり、その際は同課の業務とは言い切れないけれども対処すること。今回の苦情もその流れに沿ったものであること。要請は同課のみの判断で行ったものであり、総務部長には確認していないということだ。

では、その文書から読み取れることは何だろうか。文書のあて名が「県庁前交差点で市民活動されている皆様へ」であることと、本文の苦情の訴え元が「県民の皆様」と別であることが引かかる。抗議している私たちも「県民」であるのに、どうしてだろうか。法律には素人

なので解釈が間違っているかも知れないけれども、県の執行機関としての土台は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。（地方自治法 第一条の二 総則）」であるから、県が住民（県民を含む）の苦情に応えることは当然である。しかし、一方で住民（県民を含む）が県に対して行っている街頭抗議活動を「市民活動をされている皆様」として、住民（県民を含む）としなかったことは、そうすることにより、抗議自体が県に対する苦情とならないように構図を変え、答える責務が発生しないようにしているからではないのか。



私たちは、4月21日に知事と同課長宛の公開質問状を提出し、NHKや新聞等で全国に報じられた。ちなみにこの報道後、約一ヶ月間にこの件に関して県に寄せられた意見は合計26件あり、県を批判するもの25件、県に賛同するもの1件であったことが情報公開の結果判明している。

5月2日の福井新聞は、「（山田賢一総務部長）活動に苦情があり、環境を少しでも良くしたいと文書を出した。強制的にできるものではないので、お願いという形をとった」「（西川一誠知事）権利と周辺の影響のバランスを考えて、いろいろなことを行うのは普通の考え」と報じている。県にも顧問の弁護士がおり、相談をしながら発言していることは了解している。知事の権利についての発言は、憲法第十二条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」の後半を念頭に置いているのではないかと推察される。私たちに保障された権利を、観光客誘致との均衡の視点で検討すること自体が到底許せるものではないことははっきりさせておく必要がある。

5月22日、当該課長から電話で回答するという連絡があった。公開なので、面談で回答することを求め、電話での回答は拒否した。どこまで人を馬鹿にしているのだろうか。

6月8日、NHKをはじめ多くのメディアが取材する中で質問状に対する回答を当該課長から受けた。要点は、「お願い」であれば市民活動の自粛を要請できると考えているということだ。また、福井県事務決裁規定によれば、重要事項等の専決の制限として「内容が特に重要であると認められるとき」等に関しては決裁を受けなければならぬと規定されているが、今回の件は重要と考えていなかったことも判明した。やり取りの中で県も認めているように、「お願い」でしか要請できないのは憲法で私たちに保障された表現の自由があるからであり、権利侵害にあたるかも知れない問題が重要でないとは矛盾している。

この回答をふまえ、私たちは7月10日に質問を8項目に増やした再質問状を提出した。

ポイントは、「お願い」を行政手続法の行政指導と捉えた場合、複数の者を対象とする行政指導を行うにあたっては、「（略）行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。（36条）」と定められていることだ。県は要請の公文書を私たちに渡す前に、そのような指針など示していない。

再質問状を提出して既に2ヶ月半を超えている。9月中旬に当該課長と電話で確認した際、検討中とのこと。質問内容が難しいということのようだが、そうした過程を詳しく説明しないこと自体、県民・住民を軽んじる福井県の姿勢を改めて浮き彫りにしている。

安倍内閣は憲法の解釈を変え、実質的な改憲を行い安保法制を成立させた。こうした恣意的な行政のやり方を認めれば、「何が疑問で、何がその答えなのか」を問うこと自体が不毛な行為に転落してしまう。福井県が私たちにに行った活動自粛の要請は、そうした点からも決して認めるわけにはいかない。許すわけにはいかない。なぜなら、今回を含め、県は過去に3回（2013年5月：アオッサ「憲法アート取り外し事件」、2013年5月：県生活学習館「友愛塾講座中止事件」、2014年6月県立音楽堂「反原発アート展拒否事件」）、私たちの表現活動に介入した前科があるからだ。物証はないが、2014年のアート展拒否の際、知事の意向が働いていることも把握できた。

今回の活動自粛要請事件は、原発に反対するか否かにとどまらない、すべての人々の問題である。ぜひとも多くの人々に関心を持っていただき、考えていただきたい。

●県とのやり取りの動画記録

「市民活動自粛要請公文書」への公開質問状に対する福井県の回答（2017.6.8）<https://youtu.be/nAXS60s-9qQ>
※県に提出した公開質問状、3回の事件についてはサヨナラ原発福井ネットワークのホームページをご覧ください。<http://www2.interbroad.or.jp/shimada/denuclear/inform2.html>

原発推進側のアキレス腱 使用済み核燃料問題を撃つ

山崎 隆敏

県議会、大飯原発の再稼働の判断が できないまま、事実上の同意！

福井県議会は9月28日、自民党が提出した大飯原発3、4号機の再稼働を前提とする国への意見書を公明・民進(希望)も賛成して可決しました。

自民党の田中宏典氏は「予算決算特別委の議論を踏まえ、西川知事の姿勢は確認できた」と強調し「22日に国から説明を受けた際も、(再稼働について)議員の中から異論は出ていない。同意との文言は明記しないが、可決されれば事実上同意と受け取ってもらって構わない」と述べたそうです(福井新聞)。

別の自民党県議は「知事からは、議会で議論をしてほしいとは言われたが、判断してとは言われなかった」などと恥知らずにも言い訳しています。自民・公明・民進(希望)の県議たちは、有権者の目を意識し再稼働の判断を避けたのでしょうか。何という小賢しい人たちでしょう。

県議会は、使用済み核燃料問題を誠 実に議論したか！

この意見書では、「再稼働に当たっては、国が一元的に責任を果たすことが必須」として、①電力消費地に対する理解活動の強化・拡充 ②大飯地域の広域避難計画の確定 ③使用済み核燃料の中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の最終処分についての具体的対策 ④地域振興策、の4項目を国に求めています。

③使用済み核燃料の中間貯蔵は、いったん引き受ければ、なしくずしに永久保管となる可能性が高いため、おいそれと引き受ける町などありません。この問題の＜具体的対策＞などありえない現状で、新たに核のゴミを生み出す再稼働に同意するなど無責任の極みです。

再稼働を認めた県議たちのありようこそ極めて憂慮すべきで深刻です。彼らは、この行き場のない核のゴミ問題を真摯に見つめつつ討議したと県民に胸を張って説明できるのでしょうか。この点を、私たちは徹底的に追及してゆかなければなりません。

使用済み核燃料の処分は事実上できない

福井県は栗田知事の時代から、原発サイトのプールに溜まりつづけている使用済み核燃料を県外に搬出するよう関電など電力事業者に求めています。

周知のように、再処理事業が行き詰っているため、行き場を失った使用済み核燃料が原発サイトのプールに溜まりつづけています。希望の党は「2030年までに原発ゼロ」を掲げていますが、現実には、その工程表を作るまでもなく、このまま運転を続ければまもなくプールが満杯になり、定期検査で燃料交換ができず、運転の継続が不能となります(たとえば高浜3・4号は2024年以降は運転継続が不能に)。福島原発の事故のずっと以前からこの問題は深刻化していました。

西川知事 対 野瀬高浜町長 推進派を分断させよう！

そこで、国や電力会社は、原発サイトのプールに溜まっている使用済み核燃料を「中間貯蔵」施設に移し、プールの空きを作って運転継続を図ろうとしているのです。



西川知事は5月26日の定例記者会見で「使用済み核燃料を県内で一時保管は許さない」と明言しました(中日新聞・2017年5月27日)が、野瀬高浜町長は翌日、知事に対抗するかのように「県外が受けてくれる保証はない。ハードルは低くない」「プールが一杯になってからでは遅い。目先のことだけ考えていれば時間が稼げるテーマでなく」なってきた」と敷地内での「乾式貯蔵」も選択肢の一つと語りました(毎日新聞・2017年5月28日)。

野瀬町長は専用の金属容器に入れて保管する「乾式貯蔵」は、「プール貯蔵のように水や電気が必要ないためリスクを軽減できる」と関電から耳打ちされたのかもしれない。

福島原発のプールは高い位置にあって危険な状態がありました。その印象が強く残っているため、プールにある使用済み核燃料を一刻も早く「乾式貯蔵」に移さなければと心配する県民もいますが、関電の原発のプールは

下部にありますし、原発を運転再開させなければ、プールに保管されている使用済み核燃料は、原子炉から抜き出して5年以上が経過しているため、仮に地震などでプールの水が失われても、3日間は水無しの状態でも溶け出すことはないのです。実際には、3日間も放置されたままということは考えられませんし、プールの水が失われた際のバックアップ体制を二重三重に整えておけばよいのです。

(米原子力規制委員会NRCも、放射能放出事故を引き起こす使用済み核燃料は炉心から取り出して2～3ヶ月以内のものであり、それ以外のもは大気中でも3日間は冷却可能で、5年冷却で乾式貯蔵へ移行する必要はないとの結論を承認しています。)

この問題については、10月28日の講演会で、長沢啓行大阪府立代名誉教授から詳しく説明していただきます。ご参加ください。

しかし、原発を再稼働すれば、新しく生成するホットな使用済み核燃料を一年ごとに取り出し、プールで5年間冷却しなければならなくなります。そのため原発を運転する限りプールの危険性はいつまでも去らないのです(プルスーマルの使用済み核燃料はプールでの冷却期間が20年)。

知事は、「使用済み核燃料問題」を盾に「再稼働は不同意」と抵抗すべき！

「原子炉等規制法」の「使用済み燃料の処分の方法」の項には、「国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする」と書かれています。したがって「使用済み燃料を県内に留め置くな」という知事の要求は半分は正しいといえます。

しかし、永久保管となる可能性のある高リスクの危険物を受け入れる町は県外にもありません。知事は11月に大飯原発3・4号機の運転再開の判断を出すようですが、運転再開を認めれば、行き場のない使用済み核燃料を新たに生産することを認めることになり、根本的な誤りを犯すこととなります。

そもそも、使用済み燃料の処分の方法があることが原子炉設置許可の条件なのですから、知事や県議は、「使用済み燃料の処分は事実上できないのだから、原発の設置許可は取り消されるべき」つまり、「再稼働には同意できない」と国に主張すべきでしょう。それが人間としてとるべき常識的な判断です。

私たちは知事に対して、普通の県民も納得できる常識的な判断行動をとるよう求めてゆきたいと思います。

福井県の原子力「三原則」

ところで、従前より福井県が電力事業者と安全協定を締結する際などに判断の目安としてきた「三原則」があります。この「三原則」①安全の確保、②地域住民の理解と同意、③立地地域の恒久的福祉(地域振興)は、いまだに「確保」されていません。

この「三原則」について、ここであらためて検証します。③立地地域の恒久的福祉については、拙著「なぜ『原発で若狭の振興』は失敗したのか」で詳しく論じていますが、そのご新たに判明した事実を記載しておきます。

①安全の確保について

自民・公明・民進(希望)の県議たちは、「規制基準をクリアーした原発は安全」と考えているようですが、そもそも「規制基準」は、大事故を前提とした<対策>が主です。だからこそ、田中前規制委員長は「規制基準は安全基準ではない。大事故が起きないとは言えない。再稼働の判断は政治がするもの」とたびたび発言してきたのです。

まず、①規制基準では、地震により複数の重要機器や配管が同時に壊れる「多重損傷」事故が想定されています。「多重損傷」を想定したら原発は動かせなくなる、というのが関係者たちの本音なのでしょう。

また、②原発を襲う「最大規模の地震の揺れ」が想定されていません。規制委も、基準地震動を上回る強さの地震動が起こる可能性を否定できないので、「施設に重大な損傷事象が発生し、大量の放射性物質が放散され、周辺公衆に放射線被ばくによる災害を及ぼすリスクが存在する」と書いています。巨大地震に襲われたら「実行可能な限りこのリスクを小さくする努力を払う」しか手がないのです。

自民・公明・民進(希望)の県議たちは、このような「規制基準」を世界最高の「安全基準」などと能天気信じているのでしょうか。それとも国民を欺瞞するため意図的に読み替えているか、そのいずれかですが、怖ろしい人たちです。

繰り返しますが、「規制基準」は、あくまでも大事故を前提とした<対策>が主です。核燃料が溶け落ちた福島原発の廃炉の工程表を見てもわかるように、事故を起こせば燃料デブリの取り出しどころか、数十年かけても放射性物質を閉じ込めることができぬ深刻な状況に陥ることを、彼らは認識できていないのでしょうか。

②地域住民の理解と同意について

2015年10月にNHKが高浜原発3・4号炉の再稼働の是非について行った世論調査からこの問題を見てゆきます。

Q4「関電は高浜町と福井県に再稼働の同意を求めているが、どこまでの同意が必要と思うか」

この質問に、県内13市町の住民のうち「高浜町と福井県だけの同意でよい」はわずかに11,4%。79%の住民が、高浜町と福井県だけの同意ではだめと考えているのです。

高浜町と福井県だけの同意でよい	11,4%
30 [※] 圏内の県内市町の同意が必要	13%
30 [※] 圏内は他県市町も同意が必要	27,3%
原発の電気を使う市町の同意が必要	22,1%
国民全体の同意が必要	15,9%
同意必要なし	3,7%
わからない	6,6%

Q11「再稼働の決定について、自分の意見が反映されると思うか」

この問いには、72%の県民が自分たちの意見は反映されていないと答えています。

県議や知事はこれをもって、「地域住民の理解と同意は得られた」と判断するのでしょうか。政治家と国民との意識の落差・乖離は激しく、再稼働の判断は一部の政治家が行っているという諦めや政治的ニヒリズムが蔓延しているとしたら、それはこの国の不幸に他なりません。

大阪商業大学JGSS(日本版総合的社会調査)研究センターの全国調査の最新報告では、国会議員を「少しは信頼している」を含めた信頼度は29,4%で、国会議員を「ほとんど信頼していない」国民が52,2%だそうです。市区町村議会議員も「ほとんど信頼していない」が45,2%。国(県)民の政治不信を醸成しているのは政治家自身ですが、かような政治家と国民の意識の乖離は、限りなくこの国を停滞させ未来への希望をむしろむしばむ要素です。

十分反映される	3,9%
ある程度反映される	16,4%
あまり反映されない	44,4%
まったく反映されない	28,1%
わからない・無回答	7,2%

原発停止の影響はさほど大きくない

2011年以降、若狭の原発も全面的に停止し、立地自治体の地域経済に大きな影響が出たと巷間では言われています。しかし、県大レポートでも指摘されているように、もともと原子力産業は、めがね・繊維など福井県の地場産業と比べの「雇用者所得誘発額」が1/3程度しかなく、「原材料誘発額」も1/2と地域経済への波及効果は極めて少ないのです。

原発関連事務所と取引のある企業の数

- 敦賀市の関連企業は229社(会員企業1,759社のうち13%)
- 敦賀信金アンケートでは、原発停止で10%以上の売月上

- げ減の業者は72社で全体の14,7%(敦賀・美浜・若狭の企業)。若狭商工会(美浜町・若狭町)の会員は781社。
- おおい町商工会(会員204名/関連業者約30社 14,7%)。
- 高浜町商工会(会員258名/関連業者約30社 12%)。

嶺南全体で影響を受けているのは最大15%程度です。この数字は 大島堅一教授(龍谷大学経済)の分析と符合します。大島教授は、民宿なども含め約16%で、転業促進などの行政支援で乗り切れると言われています。

原発停止で落ち込んだ所得額は

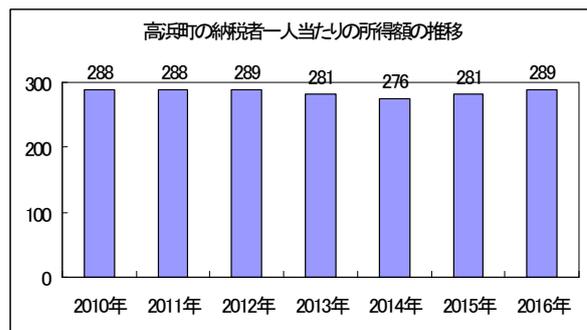
続けて、原発停止が立地市町の所得にどれくらいの影響があったかを具体的なデータで見ましょう。その前に、福井新聞の次の記事をご覧ください。

— 原発をピラミッドの頂点のようにして成り立つ立地地域の経済。東京電力福島第1原発事故を受け、原発の運転停止が長引く中、「再稼働の遅れは死活問題」との悲鳴が上がり始めている。定期検査の作業自体は多くは終わっており、メンテナンスなどの受注が激減しているからだ。県は昨年11月、原発関連企業と取引のある嶺南の企業のうち168社を対象に調査を実施。「売上げが減少した」との回答は96%に上った。 —

(福井新聞2012年2月3日)

下の棒グラフを見てください。確かに、原発停止の影響は全くないとは言えません。立地自治体の一人当たりの所得額は2010年度に比べ、2013~2015年にかけてわずかですが落ち込んでいます。

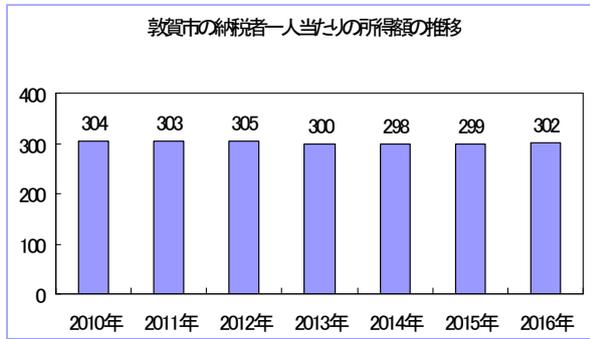
これは、原発が停止し、定期検査やメンテナンスの仕事がなくなったことによる所得の落ち込みとみられます。いずれも2014年が最大(おおい町は2015年)です。しかし、これがボトム(底)です。つまり、原発が停止しても、町全体の経済が立ち行かなくなるほどの影響は出ないということが逆に見えてきます。2015~2016年に回復しているのは、原発の安全対策工事や避難道路拡幅の大工事が始まったからなのでしょう。



高浜2号は2011年~停止 / 3号は2011年1月~2012年まで運転
4号は2011年7月停止

原発停止での所得の落ち込み率

	2010年	2014年	差額	落ち込み率
敦賀市	304,1万円	298,5万円	5,6万円	1,8%
美浜町	290,2万円	275万円	15,2万円	5,2%
おおい町	289,5万円	282,3万円 (2015年)	7,2万円	2,5%
高浜町	288,7万円	276,6万円	12,1万円	4,2%

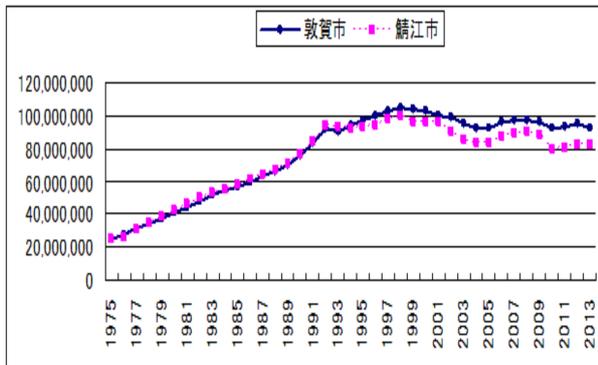


敦賀は原発依存の産業構造から既に脱却

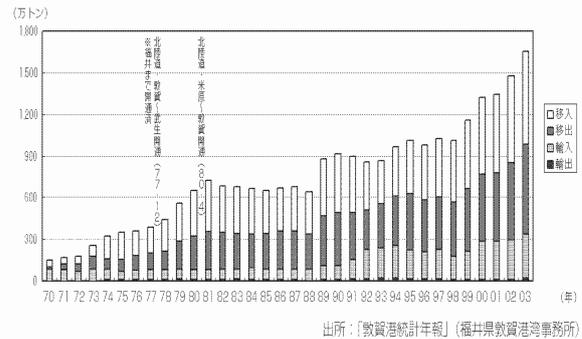
おおい町と高浜町の場合も、それぞれ2015・2014年が底で、2010年と比較して2,5~4,2%の落ち込みです。

なお、敦賀市が1,8%と原発停止の影響で所得がほとんど落ち込んでいないのは、すでに90年代から原発依存の産業構造からの脱却が進みつつあったからではないかと私は推量しています。

次の表は、同じような人口の鯖江市と敦賀市の課税対象者の所得の総額を1975年から2013年までみたものです。これは一人当たりの所得でも同じですが、1993年まではむしろ鯖江市が敦賀市よりも多いのです。それが1994年以降は逆転し、敦賀市が鯖江市を約5~10%上回るようになりました。



これは、1990年に入り、右上のグラフのように敦賀港が整備され荷役能力が飛躍的に向上し、その後も北陸自動車道の開通時に中京・近畿を発着する貨物量が増加したことが要因ではないかと私は推量しています。



さて、総務省の公表している各自治体の所得に関するデータは、「納税義務者の数」と「課税対象所得総額」しかみあたりません。福岡経済大学の木下教授は「その町が経済的に豊かになっているのかどうかをどう把握するとき、一人当たり課税所得の推移とその自治体全体の合計値を見る」と書いています。要するに、税金を払った人がどれくらい稼いだのかという数字で、税務部門の情報なので、もともと信頼できる情報だということです。

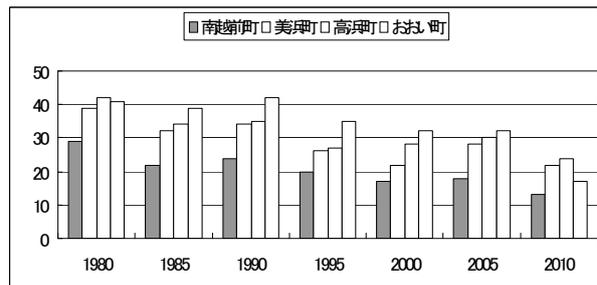
原発立地の市町は、非課税住民の比率が高い

しかし、木下教授が言うように、「課税対象所得（納税義務者数一人当たり）」が多ければ、「その町が経済的に豊かになっている」とは必ずしも言えないのではないのでしょうか。その町の一人当たり平均所得が高くても、それは納税義務者の所得額の平均値が高いことを示しているにすぎず、必ずしもその町の全員が(原発で)経済的な豊かさを享受しているとは言えないはずで、むしろ、平均所得の高さからだけでは見えてこない所得の振幅、つまり町の中での格差が大きい場合もあるからです。

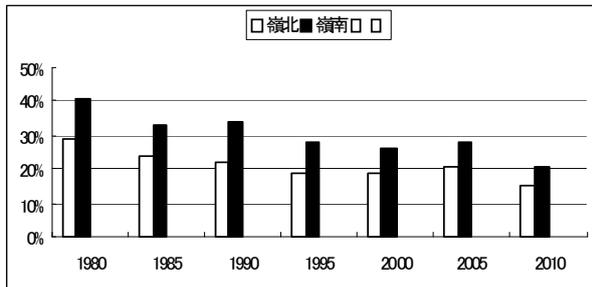
「労働力人口」から「納税義務者数」を引くと、その町の非課税者の数がわかります。それを「労働力人口」で除して非課税者の割合を見ました。次のグラフは、原発立地3町は、非課税者(世帯ではない)の割合が高いことを示しています。

非課税住民の割合

左から南越前町、美浜町、高浜町、おおい町

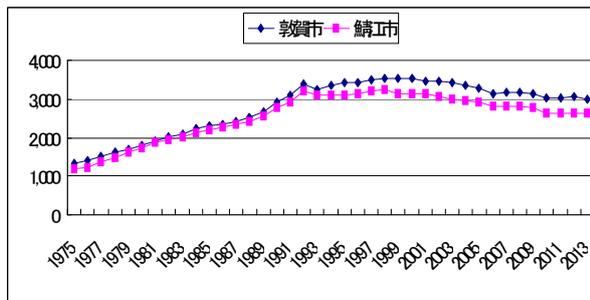


非課税住民の割合 嶺北(左)・嶺南(右)



立地3町は県内の他の町に比べ、一人当たりの所得額（納税義務者一人当たりの所得額）が約10～20%多いのですが、他方で非課税者の割合も多いことがわかりました。失業率に関しては、県内の市町村を比較してもほとんど差がないため、二つの理由が考えられます。

先述したように、鯖江市の所得額は1979～1993年まで敦賀市を上回っていました。1993年の納税義務者の所得総額は鯖江市の92,881,770千円に対し、敦賀市は89,774,084千円です。しかし、平均所得額（納税義務者一人当たりの所得額）は、敦賀市の方が少しだけですが上回っています（資料:総務省「課税対象所得一人当たり」）。



たとえば、1993年度は鯖江市の一人当たりの平均所得額が311万円に対し人口が少し多い敦賀市は323万円です。これは、敦賀市は鯖江市よりも納税義務者が少ない、つまり、非課税の住民が多いことを意味しています。

敦賀市は鯖江市に比べ、美浜町・高浜町・おおい町は他の町に比べ、電力会社の職員や原発関連企業の役員家庭など高額納税世帯の専業主婦が多い、あるいは低所得世帯が他の町より多いことも考えられます。所得の平均を押し上げているのが一部の電力会社の職員や原発関連企業の役員家庭で、他方で非課税者の率が高いのは低所得世帯（たとえば嶺南に住む約1500人の下請けの被曝労働者）が多いことのいずれが要因であるとしても、いずれにせよ、原発立地自治体は他の町に比べ格差の幅が大であることを示しています。

* 私のこの分析・推論が間違っていることを示すデータがあればぜひご教示ください。

*ここに掲載した表などを転用の場合はご一報ください

神奈川県の高校生が修学旅行で、若狭の原発見学と勉強に来ます。

11月7日、若狭の原発を見学したあと、原発を止めた後の地域経済はどうなるかなどを山崎隆敏が講義します。福島事故で原発が危険であることはわかった。しかし、原発を止めたその先のことを聞きたいとのこと。

「原発後の地域振興」の話より「原発は命の問題」と訴えるべき、という意見はよく耳にします。でも、この二つは対立するテーマではないと私は思っています。物事には多面性があり、立ち位置によって物事は全く逆に見えてしまうことがしばしばあります。自分の判断が常に正しいとは限らないという自省も必要。だからこそ、反対側にいる人との対話の呼びかけは大切です。

打ち合わせで若い先生は「高校生には、事実をふまえて自分の頭で判断する習慣を身につけて巣立ってほしい」と語っていました。

彼は「海外からの留学生の眼には、日本の高校生は幼く見える」「議論のやり方がわからないまま大人になってゆく。そういう大人たちの構成する国なので、福島事故を経験してもなお、止める方向に議論が進まないのではないのでしょうか」とも語っていました。

あとがき

☆ 武田徹氏は、福井新聞のシリーズ「原発の行方」（2011年）で、「原発無しの未来を考えるには、過疎の問題を解決できる代案が必要」「脱原発側は、原発を選ばずとも地域が過疎化から脱し豊かな生活ができる方策を提案できていない」と批判しています。

☆ 地方が豊かにならないのは、そもそも国の政策に問題があるからで、そのことをもって権力を持たぬ脱原発派を批判する武田氏の論法は一面的で論理が転倒していますが、「地域が豊かな暮らし」を取り戻すための議論は必要ですし、私は『なぜ原発で若狭の振興は失敗したのか』で「代案」を示したつもりです。

☆ 根本的には、神野直彦さんの提唱する「地方分権を支える分権的財政改革」を進めることこそ、地方を豊かにする第一歩だと私は考えています。

☆ 原発立地市町に限らず、地方の市町は、国庫支出金に依存し、あいかわらず公共工事にお金を使い過ぎて、投資的経費と公債費の割合が高くなっています。

☆ 神野さんは「できる限り地方税源を拡充し残りを財政調整で補う」ために、地方交付税の原資である消費税を地方消費税に回し、地方税の法人住民税を国税に移して原資に組み入れる「税源交換論」を唱えています。地方の市町が地域政策を自己決定する源泉となるからです。もちろん同時に、地方政府の緩みを監視する、住民の自治力の強化も必須です。